

## 《第三者の行為によるケガの治療に保険証を使う場合は、保険者への届出が必要です》

交通事故など第三者行為によってケガなどをした場合でも、国保で診療を受けられます。本来、その費用は加害者が負担すべきものですが、国保が一時立て替えをして、あとで加害者(保険)に請求します。その場合、第三者行為の届出が必要になります。

提出いただく書類(下記を参考に書類を作成し早めに届出してください)

書類の名称	書類作成時の留意事項
第三者行為(交通事故)による被害届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出人は世帯主です。</li> <li>・加害者欄は記入もれのないようお願いします。</li> <li>・保険に関する事項は、加害者の「自賠償保険証明書」や「任意保険証券」を参考に記入してください。</li> </ul>
事故発生状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者欄は、事故証明の甲乙区分に関係なく、下記の氏名を記入してください。 「甲」→加害者 「乙」→被害者(国保の被保険者)</li> <li>・過失割合を判定する重要な資料となるので、できるだけ詳しく記入してください。</li> <li>・報告者は事故当事者若しくは事故関係者となります。</li> </ul>
念書(被害者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者(国保の保険証を使用して治療を受けた人)が作成します。</li> <li>・被害者が未成年の場合は、親権者の方が署名・捺印してください。 (被害者欄には未成年者の住所・氏名を記入してください)</li> </ul>
誓約書(加害者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者が作成します。</li> <li>・加害者が未成年の場合は、 誓約者欄→親権者の方が署名・捺印してください。 運転者(加害者)欄→加害者本人の住所・氏名を記載してください。</li> </ul>
交通事故証明書 (※発行手続きは事故発生場所の所管警察署へお問い合わせください)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原本を提出してください。</li> <li>・「交通事故証明書」右下の種別が「人身事故」となっているか必ず確認してください。</li> <li>※種別が「物損事故」の場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」が必要となります。</li> </ul>
人身事故証明書入手不能理由書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故証明書の種別が「物損事故」の場合には必ず必要となります。</li> </ul>
加害者車両の自動車検査証(写)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り添付をお願いします。</li> </ul>
加害者車両の自賠償保険証明書(写)	
加害者車両の任意保険証券(写)	

《被害届提出先・問い合わせ先》

西和賀町役場健康福祉課

〒029-5692 西和賀町沢内字太田2地割81番地1